



鳥取県公報

令和6年3月5日（火）
第9576号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効（91）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
	技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正（92）（産業人材課）・・・・・・・・ 2
	令和5管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （93）（漁業調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（94）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	落札者の決定（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第91号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
5-知(1)-10	HXE、Hydroxetine	令和6年1月23日	令和6年1月29日
5-知(1)-11	4-HO-EPT	〃	〃
5-知(1)-12	EDMB-PINACA	〃	〃

鳥取県告示第92号

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>1・2 略</p> <p>3 <u>2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち3級に該当するものを受検する23歳未満の者の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検定職種</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td>機械検査、婦人子供服製造</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>13,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>2及び3にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち3級に該当するものを受検する23歳未満の在職者の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>5 <u>2、3及び4にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考1・2 略</p>	検定職種	金額	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	8,800円	機械検査、婦人子供服製造	10,600円	上記以外	13,700円	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する25歳未満の者の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>4 <u>2及び3にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考1・2 略</p>
検定職種	金額								
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	8,800円								
機械検査、婦人子供服製造	10,600円								
上記以外	13,700円								

<p>3 「23歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者（4に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(1) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していない者</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者</p> <p>4 「23歳未満の在職者」とは、3(1)及び(2)に該当する者のうち、実技試験受検申請日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。</p>	<p>3 「25歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳に達していない者</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者</p> <p>(3) 実技試験受検申請日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鳥取県告示第93号

令和5年鳥取県告示第100号（令和5管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和6年2月20日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	6.4 トン	1.8 トン
	県留保枠	0.6 トン	0.2 トン

鳥取県告示第94号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 令和6年2月26日から同年3月22日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|----------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪トラック（7トン級）（八頭県土） 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和6年2月2日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター
鳥取市湖山町東三丁目20 |
| 5 落札金額 | 35,970,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和5年12月15日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |